

摂津市議会

議会運営委員会記録

平成29年3月27日

摂津市議会

議会運営委員会記録

1. 会議日時

平成29年3月27日(月) 午前 9時58分 開会
午前11時 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長	嶋野浩一朗	副委員長	弘 豊	委員	上村高義
委員	東久美子	委員	南野直司	委員	森西正
議長	野原修	副議長	野口博		
議員	中川嘉彦				

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

副市長 奥村良夫 総務部長 杉本正彦

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 藤井智哉 同局参事兼局次長 橋本英樹
同局総括主査 田村信也 同局書記 渡部真也 同局書記 坂本敦志

1. 案件

- ・議案第1号 平成29年度摂津市一般会計予算所管分
- ・議案第9号 平成28年度摂津市一般会計補正予算(第5号)所管分
- ・追加議案、議員提出議案の議事日程、扱いについて

(午前9時58分 開会)

○嶋野浩一朗委員長 おはようございます。ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

まず、理事者から挨拶を受けることといたします。

副市長。

○奥村副市長 おはようございます。

本日は何かと年度末のお忙しい中、議会運営委員会を開催していただきまして、ありがとうございます。

今回は、平成29年第1回定例会に追加いたしますその他案件として、工事請負契約締結の件1件、条例案件といたしまして、摂津市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件1件、合計2件の提出をお願いするものでございます。それぞれの案件の概要につきましては、総務部長より説明させますので、よろしくお申し上げます。

○嶋野浩一朗委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、南野委員を指名いたします。

それでは、追加議案について、概略説明をお願いいたします。

総務部長。

○杉本総務部長 おはようございます。

それでは、平成29年第1回摂津市議会定例会追加提出案件の概略説明をさせていただきます。

まず、議案第30号、公共下水道茨木摂津排水区管渠布設工事28-4工区の工事請負契約締結の件でございます。

本件は3月1日に入札を行い、落札業者が決定いたしましたので、追加議案としてご審議をお願いするものでございます。

本件の内容は、公共下水道茨木摂津排水区管渠布設工事28-4工区で、契約方法は制限付一般競争入札、契約金額は5億6,635万2,000円でございます。契約の相手方は、大日本土木・永商興産特定建設工事共同企業体で、代表構成員は、大阪市浪速区湊町1丁目4番38号、大日本土木株式会社大阪支店、執行役員支店長丹羽譲でございます。

なお、工事の予定価格は、6億8,213万160円で、落札率は83.0%でございます。

また、本工事の予定価格が6億8,213万160円であることから、議会の議決に付さなければならない工事請負契約の議案としてご審議をお願いするものでございます。

次に、議案第31号、摂津市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、平成27年9月9日に個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律が制定され、その改正法の中で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されましたので、所要の改正を行うものでございます。

本市の個人情報保護制度の実施機関に議会が含まれていることから、本条例の改正について、2月16日の議会運営委員協議会を経て、今回の提出となったものでございます。

以上、平成29年第1回定例会に追加提出いたしております2件の概略説明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗委員長 説明が終わりました。

た。

この際、何か質問があればお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗委員長 質問がないようですので、理事者の皆さんは退席いただいて結構でございます。

暫時休憩いたします。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○嶋野浩一朗委員長 再開いたします。

それでは、議案第1号所管分及び議案第9号所管分について、審査を行います。

補足説明を求めます。

藤井局長。

○藤井事務局長 おはようございます。

それでは、議案第1号、平成29年度一般会計予算のうち、議会費に係ります部分につきまして、先般の議会運営委員会で配付させていただきました資料に基づき、説明をさせていただきます。

初めに、歳入でございますが、款19諸収入、項4雑入、目2雑入、節1雑収入の内訳といたしまして、私用電話使用料は、主に電報発信に係るものでございます。電子複写機使用料は、議会事務局内のコピー機に係る各会派の使用料でございます。

次に、歳出につきましては、議会事務局職員人件費を除く予算の総額は2億7,631万1,000円で、前年度と比較いたしますと1,608万5,000円の減額となっております。この主な要因につきましては、議員報酬及び議員期末手当で、議員1名の欠員によるもののほか、人事院勧告により、前年度当初予算で議員期末手当を増額いたしました。従前どおりとなった関係上、予算比較上、その分

にかかります差額が減額となったものでございます。また、議会映像配信委託関係で、前年度の設置工事等の導入経費から、次年度はシステムの運用経費に移行することによる差額でございます。

それでは、予算科目に沿って説明をさせていただきます。

まず、款1議会費、項1議会費、目1議会費、節1報酬は、議員21名分の議員報酬でございますが、欠員1名分に係りまず議員報酬につきましては、9月改選までの約半年分を対前年度を減額して計上しております。

節3職員手当等のうち、議員期末手当は、6月及び12月に支給されます期末手当で、6月支給率が1.95か月、12月支給率が2.1か月、年4.05か月でございます。なお、平成28年度当初予算におきましては、人事院勧告を受けまして、議員報酬等に関する条例改正議案の提出とともに、期末手当の支給月数を0.1か月引き上げ、4.05か月から4.15か月として予算計上いたしました。この条例改正議案の撤回を受けまして、引き上げ分を未執行として、平成28年度3月補正で減額いたしております。このことによりまして、対前年度約136万円の減額となっておりますほか、平成29年6月支給分の期末手当は、欠員1名分を除いた議員20名分としたことによりまして、対前年度約125万円の減額となりまして、合計約261万円の減額となるものでございます。

節4共済費のうち、議員共済給付費負担金につきましては、共済給付金の給付に要する費用にかかわる、総務省が毎年示します公的負担金率が前年度の41.0%から39.7%に引き下げられまし

たことによりまして、対前年度176万9,000円の減額となっております。負担金5,402万4,000円の算出につきましては、本市の標準報酬月額として54万円に、1年分の12か月、議員定数21人分から平成29年度の負担金率39.7%を掛け合わせて算出したものでございます。

議員共済事務費負担金は、市議会議員共済会に支払う事務負担金で、議員1人当たり年額1万3,000円の議員数21人分でございます。

節7賃金は、議長公務に伴います公用車の運転業務に携わります自動車運転嘱託員の非常勤職員等賃金でございます。

節8報償費は、聴覚に障害のある方が本会議を傍聴される際に、事前申し込みにより手話通訳者を配置するための費用を新たに予算計上いたしました。これは障害者差別解消法の施行を受けまして、市議会におきまして合理的配慮に向けての取り組みとして行うものでございます。事前に依頼があった場合、市内の手話サークル2サークルから通訳者の派遣を受けるもので、1人当たり1時間で1,500円、2人分として、対象会議時間を年間50時間で計上しております。

次に、友好都市の交流時に要する経費につきましては、前年度と同額を計上しております。

節9旅費は、常任委員会における行政視察を実施するための予算を計上し、前年度と同様に、委員につきましては1人当たり8万円として21人分、計168万円の費用弁償と、その下、普通旅費におきまして、その随行職員4人分の計32万円を計上しております。

また、議長会等関係旅費といたしまし

て、主に全国市議会議長会総会、北摂市議会議長会管外視察等における議長、副議長及び随行職員の旅費を中心に計上いたしております。前年度に比べ減額となっておりますのは、平成28年度に本市が全国市議会議長会の評議員として関係会議出席のため、今回は出張が不要となることによるものでございます。

節10交際費は、前年度と同額でございます。

節11需用費は、前年度に比べ232万8,000円の増額となっております。この主な要因といたしまして、修繕料におきまして、議場内の段差を解消するためのスロープの改修を計画しております。これも障害者差別解消法が施行され、合理的配慮に向けての取り組みとして行うものであり、現在、議場の議員席、質問席、演壇への動線において段差があることから、車椅子等での移動に対応できるように必要なスロープを設置するものであります。9月の議員改選後にスロープを使用できるよう、6月の第2回定例会後、7月から8月にかけての工事を予定しております。

また、消耗品費におきまして、議員が防災活動に従事する際に着用する防災服及び改選に伴います議員章などの費用が増額となっております。防災服の購入は、地域防災計画において、市議会議長が災害対策本部にオブザーバーとして参画することになっております中で、立場の明確化を図ることで、その対応に一層の効果を目指すものであります。

印刷製本費におきましては、昨年度途中からA4冊子8ページにリニューアルいたしました議会だよりを年4回の定例会後に発行するとともに、平成29年度

は、市議会議員の改選年であることから、改選号として発行回数を1回ふやし5回とし、また、代表質問を掲載します紙面においては、12ページとする増ページを見込んでおります。

節12 役務費のうち通信運搬費は、議会事務局が所有いたします携帯電話の通話料及びファクス回線の架設や休止にかかわる費用を計上いたしております。なお、前年度に比べ2万4,000円の増額につきましては、議員改選に伴いますファクス回線の取り扱い増分を見込んでおります。

手数料は、主に正副議長室のテーブルクロス等のクリーニング代でございます。

節13 委託料、会議録検索システムデータ更新委託料は、市議会ホームページや庁内LANから閲覧できます定例会や各委員会の会議録検索システムのデータ更新に係るものでございます。

職員派遣委託料は、正副議長の秘書業務等の派遣職員2名にかかるものでございます。

筆耕翻訳委託料は、本会議での速記、そして各委員会、協議会等の音声反訳でございます。

政務活動費調査委託料につきましては、政務活動費がこの9月まで凍結という処置がなされておりますが、政務活動費は、その活用により積極的な調査、研究、研修などの活動を通して、多様化、複雑化する市民ニーズの市政への反映効果を上げることができるものであります。一方で、他の自治体での不適切な用途が多く報道され、社会問題化されておりますことから、活用内容の市民への説明責任を果たせるチェック体制や公開方法の整備が求められております。

このような中で、今回の改選後における政務活動費の運用が議論される前提として、環境の整備を事前に図るものであります。具体的には、弁護士、会計士、税理士などの第三者によるチェック体制の確立、インターネットで公開する書類の範囲の拡大、後払い制の導入等が必要と考えております。政務活動費調査委託料は、このうち第三者によるチェック体制の確立を目指すもので、専門的知識を有する外部の第三者の視点によるチェックにより適切な判断が期待できるとともに、解釈の統一化につながるなど制度の適正な運用に大きく資すると考えており、審査の内容によりまして、弁護士、公認会計士に依頼するものであります。

ネットで開催する範囲の拡大につきましては、ホームページでの収支報告書の公開に加えて、領収書等の証拠書類も公開することで高い透明性を確保するものであります。それに向けてスキヤニング業務委託とスキヤナーが必要となるものであり、スキヤニング業務委託は委託料の一番下、領収書等イメージファイル作成委託料として、またスキヤナーは、節18 備品購入費、庁用器具費で予算計上いたしております。

今後におきましては、議員改選後、直ちに政務活動費を復活するのかどうかと、まず政務活動費自体の取り扱い協議、そして復活した場合のチェック体制の手段の選定、それに向けた条例等の整備を行ってまいります。

次に、議会映像配信委託料は、前年第3回定例会から開始いたしました、本会議の中継録画映像の配信に要しますシステムの運用経費及び本会議場でのカメラ等のオペレート業務に伴う経費でございま

す。なお、前年度に要しましたカメラ、モニター及び操作システム機器の導入経費分が減額となっております。

節14 使用料及び賃借料のうち、電子複写機レンタル料は、議会事務局内に設置しておりますコピー機のレンタル料でございます。

高速道路通行料等は、議長車の行事参加中に発生する駐車場使用料等でございます。

行政視察施設入館料は、常任委員会の行政視察において、一部公共施設への入館料を要する場合に、1施設600円の入館料として委員21名分を計上したものでございます。

節18 備品購入費、庁用器具費は、委託料の項目で先ほど説明いたしました、政務活動費関係の公開書類等を作成するためのスキャナーを購入するものであります。

図書購入費は、議会図書室用に所蔵する書籍の購入でございます。

節19 負担金、補助及び交付金のうち、政務活動費は、議員1人当たり月額3万円を会派へ交付するものでございます。

その下の4市の負担金は、各議長会に対する負担金でございます。

一番下の全国高速自動車道市議会協議会は、高速自動車道の建設促進と料金制度や防災安全対策など、高速道路の諸情勢や通過市共通の問題を総合的に調査研究し、その解決を図るため、関係方面に要請等の措置を行う組織で、全国321市が加盟しております。同協議会の負担金は、1市当たり2万円でございます。

最後に、去る平成29年3月2日に、大阪府市議会議長会総会が開催され、平成29年度の役員を選任が行われました結

果、摂津市議会議長が副会長に就任することになりました。今後の詳細は、来る4月7日の新旧正副会長会議でわかると思いますが、府内公務出張の増加が想定されており、自動車運転嘱託員の賃金や職員の普通旅費におきまして、今後の定例会において増額補正をお願いすることがあるかもしれない旨をお知り置きいただきたいと思っております。

以上、平成29年度一般会計予算所管分の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第9号、平成28年度一般会計補正予算（第5号）のうち、議会費にかかわります部分につきまして、説明をさせていただきます。

いずれも減額補正で、年度末を見通した中で執行状況を精査いたしました上での減額となっております。

節1 報酬の議員報酬につきましては、議員1名が昨年9月11日から欠員となり、これに伴う未執行分362万2,000円を減額するものでございます。

節3 職員手当等の議員期末手当につきましては、平成28年度当初予算に、人事院勧告を受けまして議員報酬等に関する条例改正案の提出とともに、期末手当の支給月数を0.1か月引き上げるため、136万5,600円を増額計上しておりました。しかし、先ほど説明したとおり、当該条例が取り下げとなりましたので、未執行となったものでございます。あわせまして、9月から議員1名の欠員に伴います12月支給分2.1か月134万8,200円が未執行となり、議員期末手当の予算残額271万4,000円を減額いたすものでございます。

節9 旅費につきましては、常任委員会における行政視察を実施するための予算

で、1人8万円の21人分、168万円を想定しておりましたが、最終的に1人当たり約5万5,700円、計約117万円の支出となりましたことから、委員会視察で約51万円の不用額が出てまいりましたことが減額の主な要因でございます。

参考までに申し上げますと、総務常任委員会では、埼玉県戸田市及び東京都国分寺市を訪問し、1人当たり約4万2,300円、建設常任委員会では、熊本県荒尾市及び福岡県大牟田市を訪問し、1人当たり約4万5,400円、文教常任委員会では、岩手県釜石市及び遠野市を訪問し、1人当たり約9万6,300円、民生常任委員会では、神奈川県伊勢原市及び千葉県柏市を訪問し、1人当たり約4万1,600円の支出でございました。

節13委託料のうち、議会映像配信システム構築委託料は、入札による執行差金でございます。設備等の設置及び映像配信システムの運用にかかわる平成28年度の契約金額は893万1,600円で、当初予算1,450万円との差額を減額するものでございます。

筆耕翻訳委託料につきましては、本会議での速記や各委員会、協議会における音声反訳に係る経費で、業務における年度末見込みにより減額するものでございます。

節19負担金、補助及び交付金の政務活動費につきましては、平成28年度は1会派のみの交付でございましたので、交付申請が行われなかった分を減額いたすものでございます。

以上、平成28年度一般会計予算(第5号)所管分の補足説明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗委員長 説明が終わり、質

疑に入ります。

何か質問はございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗委員長 討論なしと認め、採決いたします。

議案第1号所管分について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○嶋野浩一朗委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第9号所管分について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○嶋野浩一朗委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議員から提出されました摂津市議会議員定数条例の一部を改正する条例制定の件について、議会議案第1号として、前例に倣い、即決の取り扱いをしたいと考えますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗委員長 それでは、本件については即決ということに決定いたします。

暫時休憩します。

(午前10時19分 休憩)

(午前10時55分 再開)

○嶋野浩一朗委員長 議会運営委員会を再開いたします。

追加議案及び議会議案の議事日程扱いについて、協議を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

田村総括主査。

○田村事務局総括主査 それでは、追加議案及び議会議案の上程にかかわりまして、3月29日の議事日程について、ご説明申し上げます。

この日につきましては、日程1、一般質問の後、日程2が議案第1号など25件の付託案件に関する委員長報告、採決となります。この25件を採決グループごとにまとめるように順序を並びかえて、備考欄に採決の方法を記入いたします。先ほどの協議会での態度表明を下に整理いたしますと、まず議案第1号及び議案第22号のグループが一括起立採決、次に議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第7号、議案第8号及び議案第26号のグループについても一括起立採決、次に議案第5号、議案第6号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第27号、議案第28号及び議案第29号のグループは一括簡易採決です。最後に、議案第9号が起立採決でございます。

日程3が3月24日提出されました追加議案の議案第30号、工事請負契約締結の件で即決でございます。

日程4が、同じく3月24日に提出されました追加議案の議案第31号、摂津市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件で即決でございます。

日程5が議会議案第1号、摂津市議会議員定数条例の一部を改正する条例制定の件で即決でございます。今回、本件について修正案が提出されております。修正案につきましては原案に附随するもので、

独立して議題となるものではありません。したがって、原案の提出者から説明を受けた後、修正案について提出者から説明を受け、質疑の後、討論となります。採決に関しましては、まず修正案を起立採決し、可決されれば次に修正部分を除く原案について起立採決となります。また、修正案が否決されれば、原案について起立採決となります。

次、日程6が、本日上程が決まりました意見書でございまして、一括上程の上、即決でございます。採決グループごとにまとめまして、議会議案第2号、議会議案第3号、議案第4号及び議案第7号は一括簡易採決、議会議案第5号及び議会議案第6号は一括起立採決と備考欄に記載いたします。

次に、日程7といたしまして、常任委員会の所管事項に関する事務調査の件ということで、こちらは備考欄に簡易採決と記載いたします。

3月29日の議事日程並びに議会議案、それから常任委員会の所管事項に関する事務調査表につきましては、本会議開会までに議場配付させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○嶋野浩一朗委員長 先ほどのご説明の中で、議案第9号は起立採決とおっしゃいましたか。これは簡易採決ではなくて。

田村総括主査。

○田村事務局総括主査 こちらは、前回同じケースがあったときにも起立採決ということでさせていただいておりまして、どなたが賛成されたかを議事録等で後に見てわかりやすくするための意味合いも含めて起立採決という形でさせていただきます。

○嶋野浩一朗委員長 わかりました。あ

りがとうございます。

ただいまの事務局の説明のとおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一郎委員長 異議ないようですので、そのように決定いたします。

以上で、本委員会を閉会いたします。

(午前11時 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 嶋野 浩一郎

議会運営委員 南野 直司